

令和4年5月16日

品川区議会議長

本 多 健 信 様

総務委員会

委員長 渡 辺 裕 一

総務委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

総務委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「今後のシティプロモーションについて」、「契約関係について」、「品川区のCSR推進の取組みについて」および「若者の政治参画を推進する施策について」の4項目を調査・研究事項として決定し、これまでのシティプロモーションの取組みと今後の方向性、契約事務の概要や公契約条例の検討および最低制限価格制度、CSR推進協議会の活動内容、若年層への選挙啓発の取組みなどテーマごとに議論を行い、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 今後のシティプロモーションについて

(1) 概要

区の人口が将来的に減少していくことが想定される中、活力ある品川区であり続けるためには、区民が区に対する誇りと愛着を深め、住み続けたいと思えること、区外の方が区の魅力に触れ、訪れてみたい、住んでみたいと感知することが重要である。そのため、区では住居選択の自由度が高い、区外の若年層の女性をターゲットとし、事業を展開してきた。

区制70周年を迎えた平成29年には、都内初の開催となる全国シティプロモーションサミットを主催したほか、キャッチコピー「わ！しながわ」を合い言葉に、伝統が息づく暮らしと都心の魅力が共存する品川区として、区外へ積極的なPRを行った。平成30年度からは、東京2020大会の開催など、社会の変化を捉えながら、ターゲットを訪日外国人に広げ、事業を展開している。

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年からは、ココシル品川を活用した非接触スタンプラリーの実施やコロナ禍で活動している人を応援する地域応援プロジェクト事

業など、新しい生活様式に合わせた情報発信を工夫して行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種においては、品川区保健所と連携し、シティプロモーションの視点から工夫した広報を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、シティプロモーション事業も見直しを迫られているが、コロナ禍だからこそできるシティプロモーションを他部署と連携し進めるとともに、昨今の東京の人口動向の変化についても、今後注視していく。

区では、今後もシティプロモーションの主役を区民とし、「区民と共に進める魅力発信」という方針の下、シティプロモーションを通し、区民が区に誇りを持ち、自ら地域に関わっていくシビックプライドを向上させることを目指していく。

(2) 委員からの主な意見

- ①他課と連携し、既存の事業をシティプロモーションに活用する等、区民のシビックプライドの向上や地域の魅力をブラッシュアップする取組みを実施されたい。
- ②現在、区で実施し、成果を上げている施策を継続することができる仕組みづくりをすすめるとともに、シティプロモーションの新たな視点として区内の人材に着目した取組みの実施を検討されたい。
- ③区の魅力発信の取組みが多岐に渡っていることで魅力が分散し、受け手に伝わりづらくなっているため、事業の振り返りを行うとともに、区民の声を聴き、アピールポイントを絞った魅力の発信に取り組まれたい。

2. 契約関係について

契約関係について、下記テーマを2回に分け調査・研究した。

(1)契約事務の概要について

(2)公契約条例の検討および最低制限価格制度について

(1) 概要

①契約全般について（契約事務の概要について）

契約は、当事者間の合意によって成立する法律行為であるが、自治体が締結する契約は、公益を目的として行うため、契約書の取り交わしや適正な請求書に基づき支出するなど、地方自治法などの法令や条例・規則等で一定の手続的要件が加わっている。

契約方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法が地方自治法および同法施行令で規定されており、品川区の一般競争入札については、契約の種類・金額に応じて制限をつけた制限付一般競争入札を実施している。また、価格のみの競争になじまない契約については、簡易型プロポーザル方式、簡易型総合評価方式、建設工事については、施工能力等審査型総合評価方式を導入している。

契約締結については、地方自治法の規定により、区長に権限があるが、品川区契約事務規則において、範囲を定め、総務部長などに委任している。また、予定価格が一定以上の契約については、地方自治法および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を要する。

契約の発注にあたっては、予定価格の適正な設定や工事契約についてはスライド条項を設け、適正な賃金水準による工事品質の確保を図るとともに、契約事務の透明性の向上を図るため、予定価格の事前公表や契約関係の規程等の公表を行っている。また、区内の多くの事業者への発注機会の確保のため、工種を超えた一括発注は極力避け、分離・分割発注を行うとともに、地元企業の育成・中小企業の支援として、区内業者や中小企業者への優先発注や、複数の事業者からなる共同企業体（JV）への発注を行っている。これらに加え、資金面で請負業者に過度な負担とならないよう、工事の前払金制度や中間前払金制度を導入している。

反社会的勢力の排除については、措置要件に該当する場合に入札参加除外措置等を行うことができるとし、各契約書にその旨を明記した特約条項を添付し対応している。また、談合情報への対応として、法に基づく刑罰の適用や入札、契約の無効や取消、指名停止など、厳正な処分を行うこととしている。

新担い手三法^{*}では、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されており、近年では、持続可能な事業環境の確保等が、公共工事の発注者、受注者の基本的な責務として規定されている。また、国を中心に建設キャリアアップシステムの環境整備も順次進められており、区においても、国や都、他区の動向を注視しながら、環境整備を随時行っていきたいと考えている。

②公契約条例の検討

公契約条例とは、区が発注する契約において、当該契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件等の確保を図るため、区や契約の相手方の責務等を契約条項に加えることを条例で定めるもので、現在、区が発注する契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、公契約条例について検討を行っている。

品川区内の契約案件においては、平成31年4月に制定した「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」により、予定価格2,000万円以上の工事請負契約および委託契約について、契約の相手方から労働環境チェックシートの提出を義務付け、労働条件、安全衛生関係、労働時間、賃金、各種保険の加入、法定帳簿等の整備等、労働環境の確認を行うとともに、工事契約については、労働者の確保計画書により労働者の最低賃金単価の確認を行っている。

区では、要綱によるチェックシートの分析を行うとともに、区内の建設団体や労働団体との意見交換を逐次行う等、区が発注する契約における労働者の適正な労働条件の確保に向け、導入他区の効果や課題、導入形態の動向確認等、公契約条例の検討を継続して行っていく。

③最低制限価格制度について

最低制限価格制度は、工事、製造その他の請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。

区では、入札における過剰な競争を防ぎ、工事の適正水準と品質の確保、確実な履行の確保を目的に、工事請負契約における最低制限価格設定基準を設け、運用しており、設定当時から現在に至るまで、算定方法の見直しや設定範囲の拡充を順次行い、本年4月には、対象を予定価格300万円以上の工事請負契約に拡大している。また、最低制限価格の設定については、予定価格の75%から92%の範囲において、国の算定モデルである中央公契連モデルに準拠して、当該契約ごとに契約担当者が定めている。

今後も適正な履行の確保に向け分析を続けていくとともに、工事に係る設計および監理業務委託への導入も検討していく。

(2) 委員からの主な意見

①談合防止策について、今後も引き続き検討を進めていくとともに、区民が透明性や公平性を感じることができる仕組みづくりを進められたい。

②労働環境の整備や適正な労働条件等の確保のため、労働報酬下限額を定めるとともに、その保障をする制度の導入を検討されたい。

③制限付き一般競争入札について、入札が少ない案件が散見されるため、他の自治体において実績のある事業者の入札への参加を認める等、開かれた一般競争入札の取組みを進められたい。

※ 令和元年に一体的に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の総称

3. 品川区のCSR推進の取組みについて

(1) 概要

しながわCSR推進協議会は、企業と区との協働で「私たちのまち」品川区をつくるという理念に基づき、企業の社会貢献活動を推進することを目的に設立された。しながわCSR推進協議会は品川区内に本社、事業所等を有する企業および区で構成され、CSRに関する情報発信や情報交換を行いながら、様々な分野で社会貢献活動を進めている。

主な活動内容は、総会を年1回、15社からなる幹事企業と事務局である区による幹事会を年に2回程度、テーマを決めて実施する課題別分科会を年に1回程度行っている。これらに加え、区民向けのパネル展や、コスモスや菜の花の種まきといった会員企業による合同活動、講演会、事例発表会の他、パンフレットの作成やメールマガジンの配信などを行っている。また、令和2年度には区との連携事業を計56事業行っている。

参加会員数は協議会発足当時の24社から、現在に至るまでに約3.6倍の87社と年々増えており、エリア別では、事業所が多く集積する品川、大崎、五反田地区の割合が高い状況である。また、業種別については製造業や情報・通信業の割合が高くなっているが、様々な業種の企業が会員として参加している。

今後のしながわCSR推進協議会については、企業が主体となった協議会活動を徐々に増やしていくとともに、各事業の進め方などの工夫を図っていく。また、会員数・事業数の増加に伴い、今後の協議会の在り方や目標設定の方針などを整理し、会員間で共有する必要があると考えている。今後も地域にとって有益な活動を継続していくため、引き続き区と各企業の協働を推進していく。

(2) 委員からの主な意見

①CSR推進協議会に所属していないが、地域で社会貢献事業をしている企業を把握し、協議会の周知と積極的な勧誘を図られたい。

②CSR 推進活動として行っている企業の社会貢献活動について、チラシやCSR推進協議会のロゴマークを作成する等、より積極的な周知を行い、区民や区内企業の認知度向上に努められたい。

③企業の社会貢献の取組みを活かすことができる仕組みを区として作るとともに、企業と区の協働事業を実施できるような関係を日ごろから構築されたい。

4. 若者の政治参画を推進する施策について

(1) 概要

若年層の投票率については、昨年10月31日執行の衆議院議員選挙の年齢別の投票率を見ると、18歳で57.99%だったものが、20歳では44.90%と低下し、21歳から24歳の投票率が最も低く、そこから年齢が上がるごとに投票率が向上している。この傾向はすべての選挙に当てはまっている。

区における啓発事業としては、まず、主権者教育および投票率の向上を図るため、6年生と9年生を対象に学校と連携して出前模擬選挙を行っている。取組内容としては、選挙制度の歴史や候補者のマニフェストを事前学習した後、投票日には、実際の選挙と同じように投票・開票を行い、候補者の当落が決定した後に、候補者の当選理由、落選理由の事後学習を行っている。

また、18歳、19歳対象の啓発事業として、その年に行われる選挙の案内や選挙の意義を伝えるメッセージカードを誕生日に送付するとともに、19歳の有権者を持つ世帯の入場整理券に選挙啓発のチラシを同封する取組みを行っている。

その他には、明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施や、小・中学生の議会の傍聴に加え、昨年度は小学生が議席に座り、区議会議員と質疑応答を行う等、議会や教育委員会と一体となった主権者教育事業も行われている。

投票率については、こうした啓発の働きかけだけでなく、その時点の政治課題によっても大きく変わっており、約65%の投票率であった平成2年の消費税解散等、自分の1票で政治、政権を選択できると認識された際は、投票率が上がる傾向にある。

今後の取組みとしては、福岡県北九州市と宮城県岩沼市では、いずれもサンリオキャラクターを活用した啓発で若年層の投票率が向上しており、区でも、前回の衆議院議員選挙の際に、シナモロールを活用したポスターを作成しており、今後の投票の際にも活用できないか検討する等、地道な周知も含め投票率の向上に努めていく。

(2) 委員からの主な意見

- ①出前模擬選挙のような投票の啓発に加え、主権者としての自覚を促す主権者教育の充実を図られたい。
- ②大学生などの若年層との意見交換について、オンラインの活用も含め活発に行うとともに、若年層による自発的な取組みがあった場合は、区選管も一体となり投票率の向上を図られたい。
- ③スウェーデンのように、小・中学校での意思決定の際に投票で決定する等、自分の意見が投票を通じて反映される体験を子どもたちからできる取組みの実施について検討されたい。

(参考) 所管事務調査等 実施状況

委員会年月日	項目等
令和3年8月18日	○所管事務調査：「今後のシティプロモーションについて」について、調査・研究
令和3年9月21日	○所管事務調査：「契約関係について」のうち、契約全般について調査・研究
令和3年11月8日	○所管事務調査：「品川区のCSR推進の取組みについて」について、調査・研究
令和3年11月30日	○所管事務調査：「契約関係について」のうち、公契約条例の検討や入札における最低制限価格制度について調査・研究
令和4年1月17日	○所管事務調査：「若者の政治参画を推進する施策について」について、調査・研究

令和4年5月16日

品川区議会議長

本 多 健 信 様

区 民 委 員 会

委員長 鈴 木 真 澄

区民委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

区民委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として「住民票・戸籍等窓口サービスの向上について」、「地域スポーツの推進について」および「東京2020大会後のレガシーについて」を取り上げることとし、調査・研究の取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

◇ 住民票・戸籍等窓口サービスの向上について ◇

- (1) 窓口サービスの利便性の向上について
- (2) マイナンバーカードについて

区では、駅前など利便性の高い場所への行政サービスコーナーの設置や、コンビニ交付、コロナ禍における郵送料金の無料化など、区役所に来庁せず証明書の交付が受けられる取組みを進めてきた。また、日曜開庁・火曜延長窓口など窓口での取扱時間の拡大や、手数料をキャッシュレス化するなど利便性向上に努めてきた。加えて、住民票等のオンライン申請を令和4年2月から始めたほか、コンビニ交付のPRや、キャッシュレス窓口の拡大を進める方針である。また、区民ニーズの多様化に対応した窓口サービスのレベルアップやワンストップサービスについても、さらに検討が進められていく。

マイナンバーカードについては、令和3年9月時点での本区での普及率は、40.9%であり、引き続きその普及を促進するため出張イベントやデジタルデバインドに対応した申請サポートの推進およびカード交付会場の拡大を行う考えである。

【各委員からの主な意見】

- ・ 交付会場までの遠さが、交付率の低調に繋がっていると考えられるので、個人情報への漏洩が起きないようにスペースを確保したうえで交付会場の拡大に努められたい。

- ・マイナンバーの利用拡大により個人情報の漏えい等セキュリティ面でのリスクが高まるため、マイナンバーカードの普及促進は行うべきではない。また、個人情報保護や専門的で丁寧な対応の必要性から窓口の民間委託ではなく区職員による直営に戻されたい。
- ・職員だとわかることで見る側（区民）に安心感を与えるなどユニフォームがもたらす効果を踏まえ、冬と同様に夏の時期にもユニフォームを導入されたい。
- ・現庁舎でのワンストップサービスの導入にあたっては、配慮が必要な方などの手続き内容が漏れ聞こえないようプライバシーの確保を前提に検討を進められたい。
- ・現状の設備でも工夫次第でプライバシーの確保が十分可能であり、早期に区民の求める「おくやみワンストップ」を現庁舎で導入されたい。

◇ 地域スポーツの今後の展開について ◇

- ・地域のつながりの創出等について

【調査項目の概要】

地域スポーツクラブについては、国の「スポーツ振興基本計画」において、地方自治体は最低1つの総合型地域スポーツクラブを育成することが示され、それに基づき、本区では地域にスポーツ活動のけん引を目的に組織した「コミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会」を17地区から4地区に発展的に統合した形で設立された。

品川区地域スポーツ推進計画では、「誰もがスポーツに親しめる機会づくり」など各目標の達成に向けた施策を推進する主体の一つとして、地域スポーツクラブが位置づけられており、現在、各クラブにおいて、利用調整会議での各スポーツ団体の継続的な活動機会の確保、特色のある事業（障害のある方とともにグラウンド・ゴルフなど）の実施および企業との協働による取組み等が行われ、区のスポーツ振興に重要な役割を担う組織となっている。

プロスポーツとの連携については、品川区内へのプロスポーツチーム（フットサルやバスケットボール）の移転を受けて、令和3年度に本区では、公式戦の無料観戦や小学生を対象とした各種教室を実施した。今後は、各種教室を引き続き実施するとともに区内小中学校・義務教育学校や地域に社会貢献活動の一環として地域イベント等を通じて区民との交流を図っていく予定である。

【各委員からの主な意見】

- ・障害の有無や個々人の経済状況等によらず、誰もがいつでも気軽にスポーツができる環境をハード・ソフト両面から整備されたい。

- ・プロフットサルの公式戦の無料観戦などプロスポーツチームにかかわる取組みは強化されたい。
- ・区内各種学校においてプロスポーツチームによるスポーツ教室等を行うにあたっては、参加機会が均等になるよう地域バランスを考慮されたい。
- ・地域の活動サークル等に関する情報の発信方法を工夫し、区民のスポーツをする機会の向上に努められたい。
- ・進学、就職、育児など運動習慣が途切れ易いタイミングを捉えて、関係機関との連携や区民への情報提供などそれぞれのライフステージに応じた働きかけを行い、運動習慣の定着化が図られるよう取り組まされたい。
- ・地域スポーツクラブにおいてもスポーツに取り組む意欲の向上に資する顕彰制度の創設を検討されたい。

◇ 東京2020大会後のレガシーについて◇

- ・スポーツおよび文化の振興について

【調査項目の概要】

品川区では、東京2020大会後を見据えて、区にレガシーを創出すべく大会招致から大会期間中をとおして、開催周知事業や機運醸成事業等を実施した。

大会前の機運醸成事業では、区応援3競技の啓発・体験教室およびパラリンピック講演会等を実施し、スポーツ体験などを通じた各競技の普及・啓発を図るとともに区独自ボランティア「しな助」の設立や「しながわ文化プログラム」による区の伝統文化の発信や掘り起こし等を行っている。特に区独自ボランティア「しな助」では、延べ1,000人を超える個人の参加があり、区主催の機運醸成イベントのサポート等で活躍された。

また、大会期間中にも、「コロンビア共和国パラリンピック競技事前キャンプ」の受け入れやホスピタリティハウス「しながわハウス」の設置を行い、引き続き機運の醸成等に努めたが、新型コロナウイルス感染症により当初の事業計画どおりにはいかず、オンライン開催など工夫をした上で実施することとなった。

今後は、これら東京2020大会を契機に実施した事業を発展させ、区の魅力発信と地域活性化に繋げていくため、「ホッケーを通じたまちづくり・人づくりの推進」、「しな助の継続」、「スポーツをする・みる機会の創出」、「パラスポーツの普及・啓発」、「文化芸術の振興」の5つの方針に基づき各種施策に取り組んでいく。

【各委員からの主な意見】

- ・障害のある方にスポーツを身近に感じてもらえるよう区内に「障害者スポーツセンター」の整備を検討されたい。
- ・区民が東京2020大会を通じて得た経験や学習等を活かせるような場を提供されたい。
- ・東品川清掃作業所の暫定活用にあたっては、「アートの島」という天王洲地区の取り組みを踏まえ、障害者アートを行う場の整備とともにその表現活動から収入を得られるような仕組みを検討されたい。
- ・ボランティアの育成および継続的なボランティア活動の継続に向けて、東京都が運営する都市ボランティア「シティキャスト」と「しな助」の連携も検討されたい。
- ・しな助活動の優れた取組みについては、レガシーとして共有されたい。

(参考) 所管事務調査等 実施状況

委員会年月日	項目等
令和3年11月8日	◇住民票・戸籍等窓口サービスの向上について◇ 調査・研究 ・窓口サービスの利便性の向上について ・マイナンバーカードについて
令和4年1月17日	・デジタル社会の実現に向けた証明書発行等業務の新たな取り組みについて報告を受けた。 ・「品川区オリンピック・パラリンピック特設サイト」および各種SNSによる情報発信の終了について報告を受けた。 ◇地域スポーツの今後の展開について◇ 調査・研究 ・地域のつながりの創出等について
令和4年2月24日	・所管事務調査に関連して「旧東品川清掃作業所」の現地視察を実施した。 ◇東京2020大会後のレガシーについて◇ 調査・研究

令和4年5月16日

品川区議会議長

本多健信様

厚生委員会

委員長 鈴木 博

厚生委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

厚生委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「感染症対策について」、「高齢者福祉について」および「障害者支援について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 感染症対策について

今般の新型コロナウイルス感染症への対応および保健所機能について、現状や課題を整理・認識し、研究を行った。

理事者からは、まず、感染症法および新型インフルエンザ等特別措置法に基づく東京都と区及び区保健所の役割を確認した上で、第1波から第5波までの品川区における対応について説明があった。自宅療養者への健康観察や診療調整（外来受診、オンライン診療（品川モデル）、往診等）、濃厚接触者への対応、職員の応援体制等については、具体的な事例も含めた詳細な説明があった。また、第6波へ向けた体制の調整・検討状況について、自宅療養者のかかりつけ医や薬局薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等が、保健所に代わって健康観察を実施する体制（案）が提示された。

次に、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種（1・2回目）について、実施状況と課題の説明があった。特に、課題としては、①ワクチン供給の不足等により、個別接種会場の縮小を余儀なくされたこと、②集団接種会場の運営について、ワクチン供給不足および安定的な医療従事者の確保、③予約受付について、予約開始日にコールセンターに電話が集中し、つながりにくい状況になったり、Webシステムに対しても問い合わせが多かったりしたこと、④国の方針に基づいた、対象年齢の拡大への対応等が示された。

最後に、保健所機能について、地域保健法で規定されている具体的業務や、区の新長期基本計画での位置づけ等、概要の説明があった。保健所は、感染症や食中毒等の健康危機から区民を守るために平時より取り組んでおり、また、新型コロナウイルス感染症のような大規模な健康危機管理事象への対応について、保健所機能のさらなる強化を図っているという説明を受けた。

理事者からの説明の後、委員による活発な質疑等が行われた。委員の主な意見として、「医師会、薬剤師会、区内病院、訪問看護ステーション等の関係団体・関係機関との協力

関係が肝要である。情報交換・情報共有の場を定期的にもち、区民の命を守るための対策を考えてほしい」、「これまで区としては公表していなかったPCR検査可能な医療機関が、区のホームページで公表されたことは評価する」、「第6波に向けた対策について、分かりやすく見える形で区民に示すことで、区民は早期発見・早期治療の重要性が意識づけられ、また、安心感を得られるようになる。その安心感をどう持ってもらえるかが重要である」、「新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、ワクチンの供給状況や接種スケジュール、接種の効果について、区民が安心感を得られるような広報をしっかりと行ってほしい」、「職員の保健所業務応援体制について、民間企業の活用を検討してほしい」などがあった。

2. 高齢者福祉について

令和3年4月に策定された第八期品川区介護保険事業計画の重点課題である「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」に対応する8つの推進プロジェクトのひとつに「認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進」が設定されており、区民の関心が最も高いと思われる認知症対策の取組について、調査・研究を行った。

理事者からは、品川区における認知症高齢者の将来推計、令和元年6月に制定された国の認知症施策推進大綱、そして第八期品川区介護保険事業計画における認知症施策とその重点実施事業（認知症サポーター養成、認知症検診、認知症カフェ、本人ミーティング）について説明を受けた。特に、本人ミーティングは、認知症本人の視点を重視した優しい地域づくりを具体的に進めていくために、本人同士で自らの体験や希望していること、必要としていること等を話し合う場を創出することで、本人の自己実現につなげていく新規事業であるということであった。

説明の後、委員による活発な質疑等が行われた。委員の主な意見として、「様々な施策を展開していることは大変有難いが、本人が『自分は認知症なのだ』と認識できないために、施策につながるまでの入口に課題があったり、家族や地域等の周囲の人間が困り、悩んだりしている状況がある。認知症は誰もがなり得るが、そのことを認めながら治療ができるということが一層周知・啓発されれば、周囲の人間が困るような状況が徐々に改善されていくのではないか」、「認知症サポーターを増やすにあたり、数値的目標があることが望ましい」などがあった。

3. 障害者支援について

発達障害者への支援に関して調査・研究を行った。

理事者からは、まず、発達障害者支援法やICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）等の医学的診断基準上での「発達障害」の定義、発達障害者の人数の推計値、発達障害者を支援する法律やサービス、そして、区の取組に関して説明を受けた。第6期品川

区障害福祉計画においては、発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを設置し、発達障害に関する相談体制の充実を図ることを掲げ、令和3年4月に品川区発達障害者相談支援センターが開設に至った。当該施設では、発達障害者およびその家族の日常生活の困りごと等の相談と計画相談を行っていること、さらに、一般就労が難しい発達障害者に対して福祉的就労を提供する就労継続支援 B 型と、就労に向けた支援や居場所を提供する発達障害者成人期支援事業を実施しており、相談から支援までのサービスをワンストップで提供できるようになったという説明があった。

その後、委員より活発な質疑等が行われ、委員の主な意見としては、「区民全体が発達障害に関して理解を深められるよう、普及啓発に一層力を入れてほしい」、「障害者への就労支援だけでなく、就学支援についても模索してほしい」、「各相談支援事業所や品川児童学園等と連携した、子どもの時期から大人になるまでの一貫した相談支援が望ましい」などがあった。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和3年 7月 7日	所管事務調査項目決定
令和3年 8月18日	「高齢者福祉について」 調査・研究
令和3年11月30日	「感染症対策について」 調査・研究
令和4年 1月17日	「障害者支援について」 調査・研究

令和4年5月16日

品川区議会議長

本多健信様

建設委員会

委員長 こんの 孝子

建設委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

建設委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「住宅政策について」、「交通安全対策について」および「水辺のにぎわいについて」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 住宅政策について

区における公営住宅の現状について確認するとともに、居住支援協議会の取組みや住宅確保要配慮者の居住支援、また、空き家対策などについて、調査・研究を行った。

理事者から、公営住宅の種類、管理方法や住環境改善の取組みとして住宅改善助成の説明があった。また、居住支援協議会について、これまでの取組みの説明などに加え、協議会で挙げられた意見を基に事業化した住宅確保要配慮者入居促進事業の内容や進捗状況、さらに空き家対策については、区内の現状や事務手続きの流れなどについて説明があった。

説明を受けた後、委員より活発な質疑等が行われ、委員の主な意見として、「住宅改善工事助成について、同じ方が複数回利用できるように検討していただきたい」、「住宅確保要配慮者への支援として、家賃の引き下げ交渉や空き家の活用など、住宅をより確保しやすい仕組みを検討してほしい」、「空き家の利活用については、現在どのような状況になっているのか」などがあった。

2. 交通安全対策について

第11次品川区交通安全計画策定に向けた進捗状況や今後のスケジュール、また、昨今利用者が増加していると考えられる自転車に着目し、区内の自転車事故の実態やその交通安全対策等について、調査・研究を行った。

理事者から、過去10年間の事故発生および主な関与事故件数の推移や令和2年中の交通事故発生状況といった区内交通事故の概況、第11次品川区交通安全計画策定に係る進捗状況と交通安全施策の重点、および自転車の安全利用（区内における自転車事故の発生状況、各種の広報啓発活動、道路の整備など）について説明があり、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「第1次品川区交通安全計画策定に当たっては、高齢者層や若年層といったそれぞれの人口の実態を踏まえた内容を検討してほしい」、「自動車運転免許取得者の減やシェアサイクルの普及等により自転車の利用者が増えている一方、道路交通法などの自転車利用のルールを学ぶ機会は少ないと思われるため、区において啓発活動などをしっかりと推進してほしい」、「視覚障害者や車椅子利用者などの交通安全を確保するための対策や設備の整備等を推進してほしい」などがあった。

3. 水辺のにぎわいについて

今後の水辺の利活用の展開について、昨年度に策定した「品川区水辺利活用ビジョン」など区の計画と具体的な取組みに関して調査・研究を行った。

理事者から、まず、「品川区水辺利活用ビジョン」の概要の説明があり、3つの方針に基づいて水辺の積極的な利活用を図る取組みを進めていることを確認した。その後、関係する計画として、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」の概要や、具体的な取組みとして、区有船着場の整備や舟運の社会実験、橋梁のライトアップ、目黒川・立会川の水質改善等についての説明があった。

説明を受けた後、委員より活発な質疑等が行われ、委員の主な意見として、「舟運事業者が継続して事業を行えるよう、船着場の整備といったハード面だけではなく、利用の促進などソフト面の支援も考えていただきたい」、「目黒川などにおいて、SUP等の非動力船が利用しやすくなるよう検討していただきたい」、「目黒川の水質改善について、体感的に水質がよくなっていると感じることを目指してほしい」などがあった。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和3年 7月 7日	所管事務調査項目決定
令和3年 8月18日	「交通安全対策について」調査・研究
令和3年11月 8日	「水辺のにぎわいについて」調査・研究
令和4年 1月17日	「住宅政策について」調査・研究

令和4年5月16日

品川区議会議長
本多 健 信 様

文教委員会
委員長 あくつ 広王

文教委員会における所管事務調査の取組状況について(報告)

文教委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「教育現場におけるSDGs達成のための取組みについて」、「コロナ禍における子どもたちの心のケアについて」および「子どもたちや子育て家庭の支援のあり方について～コロナ禍を通して」を調査・研究事項と決定し、取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

記

【調査項目1:教育現場におけるSDGs達成のための取組みについて】

〈概 要〉

2015年に国連の加盟国が定めたSDGsの17の目標のうち、目標4で「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」とされ、その目標を達成するため、小学校、中学校の学習指導要領および品川区の教育要領においても、「持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と明記されており、各校で取組みを行っている。

○品川区立学校の取組み

品川区立学校の取組みとして、教育課程届(第2表)の指導の重点にSDGsの視点を加えること、SDGsの17の目標を意識して、各教科の年間指導計画を立てていく予定である。

教員が学ぶ機会として、講演会および研修の実施、生徒が学ぶ機会としては、市民科での学習が主になり、第8・9学年では、単元3で「社会現象と自分」として、ねらいを「現代の社会が向かっている方向を知り、これからの社会の変化への対応の仕方と生き方を探ることができる」。単元18で「国際社会への貢献」として、ねらいを「国際社会の様々な問題について理解し、国際社会への貢献について自分の考えをもち、行動することができる」と設定し、授業を行っている。

また、山中小学校では、朝礼の校長講話で、定期的にSDGsについての話題に触れ、児童に考えさせるきっかけを与えている。また、「山中おやこエコクラブニュース」を毎月発行し、「SDGsにとりくもう！」と題し、環境教育を中心に、一人一人の意識を高め、取組みを促している。

富士見台中学校は、令和元年度・令和2年度ともに、東京都教育委員会の持続可能な社会づくりに向けた教育推進校である。持続可能な開発のための教育(ESD)の視点に立った学習指導の実施、教科横断的にSDGsを題材とした問題解決型学習の創設、外部人材や地域資源等の活用をしている。

八潮学園では、児童生徒会の各種委員会の目標をSDGsに関連付けている。第9学年の学級委員会では、「パートナーシップで目標を達成しよう」、保健委員会では、「すべての人に健康と福祉を」、図書委員会では、「質の高い教育をみんなに」を挙げ、それぞれが課題に対してアイデアを出している。また、児童生徒会が全校朝礼にて、牛乳パックのリサイクルについてSDGsと関連付けて発表したことで、全校児童・生徒のSDGsの認知度が上がったなどの報告があった。また、児童生徒会が各

委員会で出た疑問を集約して、SDGsを広げるため、生徒会新聞を作るという提案も出ている。

このように SDGs 達成のため、様々な取組みが学校で行われている。

〈委員の主な意見〉

- ・環境問題等を中心として、SDGsやフェアトレード等に取り組んでいる方に講師に来ていただき、講演等全校展開していただきたい。
- ・効果的な授業を行うため、SDGsに関する実践例等をもったNPOや市民団体の活用を検討していただきたい。
- ・各校のSDGsに関する取組みに濃淡が出ないように、各校の取組みを全校に周知していただきたい。

【調査項目2:コロナ禍における子どもの心のケアについて】

〈概要〉

品川区立学校では、「区立学校版 感染症予防ガイドライン」に基づき、日々の検温や手洗い、密の回避、咳エチケット等の徹底、学校行事を学年、時間や参観者の制限など、感染対策を講じている。

○児童・生徒の実態

令和3年11月1日時点で、児童・生徒の実態を調査したところ、コロナ不安を理由に登校していない児童・生徒数は、9月1日時点の395人から39人に減少している。

緊急事態宣言解除後の児童・生徒の様子について、全体的な印象として、70%の学校は、改善したと回答している。理由としては、「行事の実施」、「外部人材を招いた授業」、「校外学習の拡大」などが多く挙げられた。児童・生徒の様子が変わらない・改善していない理由としては、「行事は可能になったが、まだ変化はない」、「不登校が増加」、「コロナ対策は変わらないから」などが挙げられた。

不登校児童・生徒は、令和元年度と令和2年度を比較すると、国や東京都と同様に本区も増加傾向である。ただし、児童・生徒数と不登校児童・生徒数の割合を示す出現率を比べると、東京都よりは低い割合である。

また、令和2年度に教育総合支援センターが対応した虐待相談件数は、令和元年度と比較すると、83件から158件と、約2倍近く増加している。

○心のケア(各学校の取組み例)

各学校では、児童・生徒に対して、校長講話、学校だより、カウンセラーだより等で不安の緩和、担任や養護教諭による観察・相談、家庭への連絡、生活アンケートや全5年生を対象とした、hyper-QUの実施と対応。また、スクールカウンセラーによる5年生・7年生への全員面談など、その他にも心をケアする様々な取組を行っている。その中で、登校できない児童・生徒には、保護者と相談した上で、担任が毎日電話で、体調や家庭での過ごし方の聞き取り、希望によって、オンラインによる授業の参加、保健室や別室での指導を行うなど、支援を行っている。

〈委員の主な意見〉

- ・児童・生徒の相談相手となる、スクールカウンセラーなどの人的体制を補強いただきたい。
- ・保健センター等の専門的な知見から心のケアが必要なため、教育委員会を超えて、区長部局と連携を図っていただき、心のケアについて一段と強化していただきたい。
- ・心のケアについての講座を学校公開の時に行うなど、親と子が一緒に学べる機会の創出について、検討いただきたい。

- ・保護者が教員に相談するなど、保護者と教員がコミュニケーションを取れる仕組みを検討いただきたい。

【調査項目3: 子どもたちや子育て家庭の支援のあり方について～コロナ禍を通して】

〈概要〉

○児童センター

(1)コロナ禍における状況の変化について

令和2年の全国一斉臨時休校に伴い、同年3月1日から児童センターも一斉に休館したが、休館により行き場を失ってしまう方のため、3月下旬よりチャイルドステーションとして、授乳やおむつ交換等での利用を受け入れた。その後、乳幼児親子から小学生、中学生とタイムシェア等、様々な形で受け入れを行った。令和4年1月現在は、タイムシェアを行わず、感染症対策を取りながら、開館時間中のどの時間でも受け入れを行っている。新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た際に、利用者に連絡ができるよう、事前登録制、また、各部屋に定員を設け、1時間ごとでの入れ替え制を導入するなど、コロナ禍前と運営面等を変更させながら受け入れを行っている。

(2)コロナ禍における利用状況について

令和2年度は、3～4割程度しか受け入れることができなかったが、令和3年度は、様々な感染症対策を取りながら、前年度を上回る人数の受け入れができています。

(3)職員アンケートについて

コロナ禍の状況について、現場の声を聞くため、児童センターの職員に対してアンケートを実施した。

コロナ禍に取り組んだこととして、様子が気になる利用者への連絡、子どもたちの様子を確認するため、近隣の公園での出張児童センター、おうち時間を過ごすための遊び等の動画配信、館内での感染症対策、密にならない遊びの工夫の検討等を行ったと回答があった。

次に、コロナ禍だからこそできたこととして、居場所を求めてきた方々と話をして、信頼関係が深まったこと、乳幼児親子の居場所としての役割を再認識できたこと、動画配信をしたことで、おうち時間の過ごし方等のアドバイスができたことと回答があった。

逆にコロナ禍においてできなかったこととして、感染症対策により異年齢間の交流、事業を中止したことにより、地域やボランティアとの関わり、離乳食講座や子どもの発達相談等、子どもの成長発達に合わせたタイムリーな支援等ができなかったと回答があった。

次に、コロナ禍における利用者からの主な相談内容として、在宅勤務で夫や父が家にいるため居場所がない、外出ができないためママ友もできない、外出自粛中に児童センターを利用したことへの罪悪感、学校が休校や活動の制限が多くなったためか、不登校、登校渋りがひどくなったなどの回答があった。

最後に利用者の声として、夫や父が在宅勤務となり、けんかが増えた、また一方で父が子どもを連れて児童センターを利用することが多くなった、母親学級がなかった、県境をまたげないことで祖父母に育児を頼めず孤独だった、小・中学生の中で、子ども同士において SNS で重い相談を受けるのが見つかったなどの回答があった。

○子ども若者応援フリースペース

(1)コロナ禍における利用者数について

令和2年3月の全国一斉臨時休校等により、コロナ不安から利用者数が増加した。緊急事態宣言の発出により、フリースペースの運営を休止することになったため、わかりやすく、正確な情報を届ける工夫をして、「フリースペース活動休止のお知らせ」を発信した。ただ、困りごとについては相談を続

けることもお知らせしたため、利用者数はそれほど減少しなかった。

令和3年5月、フリースペースがファミリーユ西品川に移転したことにより、一時的に利用者数が減少したが、翌月には移転前と同程度まで利用者数が増えた。

(2)コロナ禍における相談について

コロナ禍によって相談件数は増加した。特に緊急事態宣言後は、メンタルヘルス問題の深刻化により、積極的に連絡をしたことで、様々な相談が増加した。また、コロナ禍によって相談内容の変化が見られた。親の在宅勤務が増え、家に居場所がない等、生活様式が変わったことに対する相談の増加、コロナ禍の長期化により、保健センターなどからの紹介の増加、また教育と保健の組み合わせなど複雑化した相談が増加している。

コロナ禍による相談内容の変化により、保健センターや教育総合支援センターなど関係機関と連携が進み、つながりを深められた。また、電話やオンラインでの相談を導入することができた。

○子ども家庭支援センター

(1)産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成について

心と体のケアに対応できる、家事・育児支援のヘルパーの利用について、令和元年度までは申請者数が増えていたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和2年度に初めて減少した。令和3年度より利用対象年齢や助成金額を拡充した結果、対令和元年度比で倍を超えるペースで利用が伸びている。

(2)子育てネウボラ相談員について

保健師、看護師、保育士などの資格を持った「子育てネウボラ相談員」は、現在、9か所の児童センターに配置され、子育て全般の相談等に応じている。令和2年度は、全国一斉臨時休校により児童センターの休館等があったが、相談件数の増加は続いており、令和3年度は前年度を上回る見込みである。

(3)児童相談事業について

児童家庭相談・児童虐待相談件数は、平成31年度より、増加が顕著になっており、令和2年度の虐待相談では、心理的虐待が最も多く、次に身体的虐待とネグレクトが同程度になっている。また、令和2年度の虐待相談の通告・連絡経路は、児童相談所が210件と最も多い。

令和3年度の状況については、12月末現在で、相談件数、虐待相談件数とも令和2年度の同時期を上回っており、虐待相談では、ネグレクトの増加率が最も上がっている。また、通告・連絡経路は、家族・親戚、区市町村、学校等が増加しており、令和2年度にはなかった、児童本人からの相談も見受けられた。

○品川児童相談所

虐待相談は、令和2年度と比べると若干減少しているが、近年児童本人からの相談が近年少しずつ増えている。一時保護の状況においては、13歳から15歳の割合が令和2年度に比べて増えている。

〈委員の主な意見〉

- ・児童センターにおいて、子どもたち向けのアンケートの結果を踏まえ、今後の運営の課題や方向性を検討していただきたい。
- ・虐待において、通報する手段がない子どもたちが声をあげられる仕組みについて検討いただきたい。
- ・子ども若者応援フリースペースの人的配置等を含め、予算をさらに増やしていただきたい。

【参考】 文教委員会所管事務調査の実施状況

実施日	調査内容
令和3年 7月 7日	所管事務調査項目決定
令和3年11月 8日	○教育現場における SDGs 達成のための取組みについて 調査・研究
令和3年11月30日	○コロナ禍における子どもの心のケアについて 調査・研究
令和4年 1月17日	○子どもたちや子育て家庭の支援のあり方について～コロナ禍を通して 調査・研究